

4 会 監 第 64 号

令和 4 年 9 月 1 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 菅 井 隆 雄

会津若松市監査委員 目 黒 章三郎

### 定期監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して定期監査を行ったので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

#### 記

#### 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査

#### 2 監査対象所属

(1) 財務部（財政課、税務課、納税課及び公共施設管理課）

(2) 総務部（総務課、人事課及び契約検査課）

(3) 市民部（環境生活課、危機管理課、市民課及び廃棄物対策課  
)

(4) 公平委員会

(5) 固定資産評価審査委員会

#### 3 監査対象期間

令和 3 年度事務執行分

#### 4 監査対象事項（一部抽出）

(1) 行政評価の対象とされた事業及びその他予算計上事業

- (2) 議会（予算決算委員会等）で議論となった予算計上事業
- (3) 上記(1)に関する工事
- (4) その他監査委員が必要と認めるもの

## 5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める実務ガイドライン「監査等の着眼点」の「第1節 財務事務監査の着眼点」、「第2節 経営に係る事業管理監査の着眼点」、「第4節 工事監査等の着眼点」等に基づき、財務事務の正確性及び合規性、経営に係る管理の経済性、効率性及び有効性、工事の適正性等について、監査を実施した。

## 6 監査実施内容

あらかじめ対象事業及び工事に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査によりさらなる調査、精査を必要とする調査事項を選定したうえで、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

## 7 監査の実施場所及び日程

### (1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 令和4年5月9日から同年6月24日まで

### (2) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 令和4年6月27日

## 8 監査結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、

おおむね適正な事務処理がなされていたが、さらなる事務執行の適正を期し、次のとおり所見を述べる。

なお、事務処理上改善または留意すべき点で軽微なものについては、別途措置を促した。

(1) 所見

下記のとおり所見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

○会津若松市納税貯蓄組合奨励金について（納税課）

納税貯蓄組合奨励金（以下「奨励金」という。）については、納税貯蓄組合法（以下「法」という。）第10条において、納税貯蓄組合（以下「組合」という。）の運営上必要な事務費を補うための補助金の交付が認められており、本市では、会津若松市納税貯蓄組合奨励規則（以下「規則」という。）により毎年交付を行っているものである。

令和3年度の奨励金の決算額は4,769,070円で120の組合へ交付しているが、支出事務において以下のとおり改善や整理すべき点が見られた。

まず、奨励金交付申請兼事務費実績報告書（以下「申請兼実績報告書」という。）の確認方法についてである。

各組合から提出された申請兼実績報告書において、様式に交付対象となる支出項目ごとの記載欄があるにもかかわらず「その他」の欄に一括して記載されているものがあった。これについては、使途が不明瞭と思われるが、所管課が当該組合へ確認した形跡は見当たらなかった。また、記載例には「

領収書・受領書のできる限りの添付をお願いする」とある一方で、記入方法を記載したチラシには「領収書や帳簿等の提出を省略することができる」と記しており、使途の確認について統一性を欠く、不十分な事務対応が見受けられたところである。

奨励金は公金であること、また、法において、役員や組合員の報酬は対象外であることなど対象経費が制限されていることから、申請兼実績報告書の支出項目ごとの内容の精査、確認については厳格に行うよう努められたい。

次に、解散した組合への交付についてである。

毎年、各組合からの申請に基づき奨励金を交付しているが、令和3年度の交付内容を確認したところ、令和2年度に解散した組合に対しても交付を行っていた。

この事務処理に問題はないのか確認したところ、「奨励金は、令和2年度の事務費に対して交付している。令和2年度中に解散した組合も、解散までに活動した事務費に対する奨励金としているため、規則上問題ないと判断している。」との回答であった。

しかしながら、既に前年度に解散し、実在していない組合の申請兼実績報告書を受領し、組合の指定する口座へ振り込むという一連の事務処理は、公金の取扱い上問題があると考えるところから、早急に検討し改善されたい。

奨励金交付事務全体を通して、規則はあるものの詳細な規定がない中での運用が散見されたところであり、方針を定め

一貫性のある適切な事務執行を行うためにも、今後は改めて考え方を整理し、規則の見直し等により必要な事項を明確に規定するよう検討されたい。

また、対面監査において、奨励金交付の特例として認めている組合員9人以下の組合などの実態について確認したところ、所管課では各組合の活動実態の把握がなされていない現状が見られたところである。事務事業の執行に当たっては、漫然と前例に沿って行っていくのではなく、随時法令等と照らし合わせながら現行の事務を検証し、社会状況の変化や現状課題を敏感に捉えながら、必要に応じて見直しを行っていくという姿勢が重要である。

組合は、戦後の税収低下により昭和26年に現行法が制定され、本市においても昭和37年に規則を制定し、納税思想の普及、納付率の向上に寄与してきたところである。しかしながら、法令の制定当時の時代背景や社会背景は大きく変遷し、法に定めている組合員の納税資金の貯蓄のあっせん等を行うという組合の目的は、コンビニ納付やキャッシュレス決済など納税環境の変化や、個人のプライバシー保護などの観点もあり、時代とともに齟齬が生じてきている。本市の組合数及び組合員数は年々減少傾向にあり、組合の役割や在り方について、改めて見直しを行う時期にきているものと思料するところである。

こうした課題認識の下所管課においては、各組合の活動実態の把握に努めるとともに、奨励金交付事務の執行に当たっ

ては、課題を整理し適正かつ効率的、効果的な事務改善が図られるよう検討されたい。

○会津若松市役所フロアガイド作成業務委託について（総務課）

当該業務委託は、新庁舎整備に伴い市役所機能が仮庁舎等へ移転することについて市民に周知するため、仮庁舎版「会津若松市役所フロアガイド」の作成を主な業務とするものである。所管課においては、仮庁舎等への移転及び業務開始が始まる令和4年4月中旬までに市民に周知ができるよう、市政だより3月号と当該フロアガイドを同時に配布する計画で事業を進めていた。ところが、所管課の不手際により履行途中に変更契約を締結し、ほぼ同様の印刷を2回行うとともに、配布時期を当初の予定から1ヵ月遅らせることとなったものである。

業務委託の実施に当たっては、予定価格を1,288,980円とし、指名業者5者を選定、うち2者の辞退があったものの、残る3者による価格競争の結果、938,520円で落札した業者と令和4年1月27日に契約締結を行った。なお、当初予算では冊子作成委託料1,657,000円を計上していた。

所管課からの監査提出資料によると、変更契約として令和4年2月24日に委託料を938,520円（税込）から1,758,240円（税込）に、委託期間を令和4年3月7日から令和4年3月31日に、納入期限を令和4年2月24日から令和4年3月28日に

改める契約を締結している。変更の理由は、完成品が仮庁舎等における各課のレイアウトや電話番号等を記載したものであり、印刷後にその記載内容に多くの誤りが判明したことから、正誤表での対応では市民の混乱を招くことが想定されるため、市政だより3月号での配布を取り止めて市政だより4月号での配布に変更するとのことである。

変更契約により委託料819,720円を増額しているが、最終的な契約金額1,758,240円は当初予算及び予定価格の金額を超過しており、価格競争で最も有利な価格を提示した者と契約を行うという競争入札本来の目的が生かしきれない結果となった。これらの事実を重く捉え、対面監査において、所管課より変更契約に至った経緯等について詳細な説明を求めた。

まず、誤りが発覚した経緯とその原因についてである。

これについて所管課からは、「印刷後に受託者から完成品を受領し、担当及び課長が内容を確認したところ、電話番号簿における電話番号・課名・グループ名、レイアウトにおける課名及び仮庁舎等への移転後の業務開始日など18か所の誤りを確認した。」また、その時のチェック体制については、「受託者からの入稿データは、担当を含む複数人により確認した上で校了とした。」との回答があった。誤りが生じた原因については、対面監査における聞き取りから、そもそも所管課が作成した原稿自体に誤りがあったことが発端であり、校正の過程でその誤りに気付くことができずに校了としたことが主たる原因であったものと推察したところである。

次に、業務遂行体制の課題と再発防止策についてである。

所管課からは、「担当だけではなく、課全体として対応しなければならない業務であったにもかかわらず、着手前から校了に至るすべての業務工程において組織的マネジメントが行われなかったことが大きな原因である。今後は、原稿の作成、複数者による校正及び確認など、所属長による体制づくりを行っていく。」との回答があった。

所管課の再発防止策は事務を行う上での基本的な対応であり、これを欠いたことにより、本来は印刷する必要のない2回目の印刷を行うに至ったことは不適切な対応であったと言わざるを得ない。

地方自治法第2条第14項に、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」との規定がある。地方公共団体の事務が公金で執行されている以上、市が行う全ての事務はこれに基づいて行わなければならないものと思料する。

所管課においては、今回の業務委託について全体的に改善すべき事項があり、今後検討していくとの認識であったが、着手前から事業完了までの工程を一つ一つ検証し、誤りが生じた原因の解明を図りたい。また、事務における誤りは当然あってはならないものであることから、誤りを未然に防ぐためのチェック体制の在り方や、適切な事業期間の確保について改めて検討されたい。

今回の事案は、仮庁舎等への移転作業という前例の少ない中で起きた事務の誤りであったとはいえ、市役所の信頼が著しく損なわれたものと考えます。今後においては、所属の組織体制における指示命令系統を明確にした上で、業務全般にわたって組織的なマネジメントが図られるよう留意されたい。また、常に各々の職責を自覚し、公正な職務の遂行と市民の行政に対する信頼の確保が図られるよう努められたい。